

令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）新旧対照表

新 【令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）】	旧 【令和7年度第2回認定（令和7年11月申込用）】
<p>(表紙)</p> <p>災害時の事業継続力認定 審査要領</p> <p>令和8年度第1回認定 (令和8年5月申込用)</p> <p>令和8年4月</p> <p>四国建設業BCP等審査会</p>	<p>災害時の事業継続力認定 審査要領</p> <p>令和7年度第2回認定 (令和7年11月申込用)</p> <p>令和7年10月</p> <p>四国建設業BCP等審査会</p>

令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）新旧対照表

新 【令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）】	旧 【令和7年度第2回認定（令和7年11月申込用）】
<p data-bbox="143 217 226 248">(1頁)</p> <h2 data-bbox="136 309 297 352">1 目的</h2> <p data-bbox="147 376 1077 592">近い将来、発生が懸念される南海トラフを震源とする地震については、令和7年9月に最新の長期予測が公表され（令和7年9月26日政府地震調査研究推進本部地震調査委員会公表）、マグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が、30年以内に「60%～90%程度以上」と予測されており、緊張が高まっています。</p>	<h2 data-bbox="1115 320 1276 363">1 目的</h2> <p data-bbox="1126 387 2123 603">近い将来、発生が懸念される南海トラフを震源とする地震については、令和7年1月に最新の長期予測が公表され（令和7年1月15日政府地震調査研究推進本部地震調査委員会公表）、マグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が、10年以内に「30%程度」、20年以内に「60%程度」、30年以内では「80%程度」と予測されており、緊張が高まっています。</p>

令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）新旧対照表

新 【令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）】	旧 【令和 7 年度第 2 回認定（令和 7 年 1 1 月申込用）】
<p>(6 頁)</p> <p>3 - 2 申込方法</p> <p>以下の申込先に、申込書類一式 <u>（3 - 1 の①②③④の順に整理した審査書類本編、3 - 1 の⑤の審査書類別冊の 2 種類の PDF ファイルに整理すること）の PDF データをメールまたは郵送（書面不要、データを格納した CD、DVD を送付）にて</u>申し込んでください。</p> <p>なお、申込み書類の受付後において、申込み書類に記載された内容の変更は認めません。</p> <p style="text-align: center;">(3 - 3 略)</p> <p>3 - 4 申込期間</p> <p>申込期間は、<u>公表の翌日から 5 月 2 5 日（5 月 2 5 日当日消印有効）まで</u>とします。</p>	<p>3 - 2 申込方法</p> <p>以下の申込先に、申込書類一式の <u>（3 - 1 の①②③④⑤の順に、整理した）PDF データ（CD、DVD）を郵送にて</u>、申し込んでください。（書面は不要です。） <u>（郵送のみの受付とします。）</u></p> <p>なお、申込書類一式は原則 1 つの PDF ファイルとしてまとめてください。 申込み書類の受付後において、申込み書類に記載された内容の変更は認めません。</p> <p style="text-align: center;">(3 - 3 略)</p> <p>3 - 4 申込期間</p> <p>申込期間は、<u>公表の翌日から 1 1 月 2 5 日（1 1 月 2 5 日当日消印有効）まで</u>とします。</p>

令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）新旧対照表

新 【令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）】	旧 【令和 7 年度第 2 回認定（令和 7 年 1 1 月申込用）】
<p>(18頁)</p> <p>C 対応拠点の確保</p> <p>■ 作成にあたって</p> <p>災害時には、「<u>対応拠点</u>」を設置して、社内や周辺の被害状況に関する情報を収集するとともに、関係公共団体等と確実に連絡を取ることが必要であるため、そのための拠点を決めておくことが重要です。</p> <p>しかし、この対応拠点が、社屋の被害や浸水、周辺の火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も想定されます。</p> <p>対応拠点の耐震診断・耐震改修は従業員の身体・生命の安全を確保し、経営資源を守るため最優先に取り組むべき項目の一つです。</p> <p>費用面から直ちに措置を講じることが困難な場合、耐震性のある会社幹部の自宅や関係のある会社の建物を借り受ける等の方法で<u>連絡を取り対応を決めるための「代替連絡拠点」</u>を選定し、対応拠点が機能不全に陥った場合の対策を講じることが重要です。</p> <p>対応拠点については目視確認の結果、確認された劣化箇所（クラック等）の応急補修や災害対策用資機材が被害を受けない箇所へ再配置する等今できうる対策を速やかに講じることが重要です。</p> <p>また、上記の対応拠点が決まっていたとしても、上司の指示を受けてから参集するような計画になっている場合、指示が正確に伝わらなかったり、全員に連絡できなかつたりして、対応に滞りが生じることも想定されます。大規模災害時には、社員が自動的に対応拠点や担当の現場に参集を始めるなどの行動に移れるようにするため、<u>就業時間内、時間外それぞれの場合における初動対応の「発動基準」</u>を明確に決め、全社員に周知しておくことが重要です。</p>	<p>C 対応拠点の確保</p> <p>■ 作成にあたって</p> <p>災害時には、「<u>対応拠点</u>」を設置して、社内や周辺の被害状況に関する情報を収集するとともに、関係公共団体等と確実に連絡を取ることが必要であるため、そのための拠点を決めておくことが重要です。</p> <p>しかし、この対応拠点が、社屋の被害や浸水、周辺の火災、地域のライフラインの途絶などにより使用できない場合も想定されます。</p> <p>その場合、たとえば会社の幹部の自宅や関係のある会社の一部を借りる等して確保することが考えられます。本来の対応拠点と同様の機能は確保できなくとも、<u>連絡を取り対応を決めるための「代替連絡拠点」</u>を選定していることが重要です。</p> <p>また、上記の対応拠点が決まっていたとしても、上司の指示を受けてから参集するような計画になっている場合、指示が正確に伝わらなかったり、全員に連絡できなかつたりして、対応に滞りが生じることも想定されます。大規模災害時には、社員が自動的に対応拠点や担当の現場に参集を始めるなどの行動に移れるようにするため、<u>就業時間内、時間外それぞれの場合における初動対応の「発動基準」</u>を明確に決め、全社員に周知しておくことが重要です。</p>

令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）新旧対照表

新 【令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）】	旧 【令和7年度第2回認定（令和7年11月申込用）】
<p>(26頁)</p> <p>【記載内容】</p> <p>A～Eの確認項目における事業継続の課題を整理し、その課題の改善計画について記載してください。</p> <p>なお、改善計画の記載にあたっては、社内会議等を通じて幅広く社内の意見を徴収、集約し、前回申込以降の課題の改善計画の進捗状況を複数人で確認した上で作成すること。<u>(今回申込日以降に改善に取り組む課題について記載)</u></p>	<p>A～Eの確認項目における事業継続の課題を整理し、その課題の改善計画について記載してください。<u>(今回申込以降の改善計画を記載)</u></p>

令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）新旧対照表

新 【令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）】	旧 【令和 7 年度第 2 回認定（令和 7 年 1 1 月申込用）】
<p>(27頁)</p> <p>【参考1】</p> <p>事業継続における課題を改善するための対策については、予算の制約などから実施時期のめどが立たない対策があると思われます。実施時期のめどが立たない対策についても、自社における課題の認識、対策検討の継続性の観点などから事業継続計画に記載しておくことが重要です。</p> <p style="color: red;">建物の耐震性に不安がある場合を例にすると F-1 で耐震診断・耐震改修を行うまでにクリアすべき課題を抽出検討し、G-1 で耐震診断・耐震改修が完了するまでの間、耐震性を確保するために講じた対策（クラック等の応急補修や書棚、ロッカー等の転倒防止対策等）や対策の進捗状況（建物内の安全点検や耐震診断費用の見積徴収、社内会議での検討状況等）を具体的に記載することで課題を先送りにすることなく継続的に対処することが必要です。</p> <p>なお、事業継続計画は、災害時にも事業を継続又は迅速に再開するための継続的な取り組みのことであり、実施時期のめどが立たない対策が多くあったとしても、検討が十分になされていれば審査上問題はありません。</p>	<p>【参考1】</p> <p>事業継続における課題を改善するための対策については、予算の制約などから実施時期のめどが立たない対策があると思われます。実施時期のめどが立たない対策についても、自社における課題の認識、対策検討の継続性の観点などから事業継続計画に記載しておくことが重要です。</p> <p>なお、事業継続計画は、災害時にも事業を継続又は迅速に再開するための継続的な取り組みのことであり、実施時期のめどが立たない対策が多くあったとしても、検討が十分になされていれば審査上問題はありません。</p>

令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）新旧対照表

新 【令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）】	旧 【令和7年度第2回認定（令和7年11月申込用）】
<p>(31頁)</p> <p>【記載内容】</p> <p>今回申込日までに実施した前回申込時に提出したF-1「課題の改善計画」に記載した課題の改善実施状況を記載してください。（前回申込から今回申込日の間の課題の改善計画の実施状況を記載）</p>	<p>前回申込以降の「F-1 課題の改善計画」に基づく実施状況を記載してください。（新規申込の場合は不要、ただし、県の認定を受けている場合は記載してください。）</p>

令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）新旧対照表

新 【令和 8 年度第 1 回認定（令和 8 年 5 月申込用）】	旧 【令和 7 年度第 2 回認定（令和 7 年 1 1 月申込用）】
<p>（ 3 2 頁）</p> <p>【記載上のポイント】</p> <p>1) 前回申込の「F - 2 訓練計画」について、前回申込以降全ての実施状況が確認できる以下の書類を添付してください。</p> <p>①訓練実施状況記録（総括表）を作成し、前回申込から今回申込までの訓練実施状況について記録を添付（前回申込の「F - 2 訓練計画」修正不可）</p> <p>②訓練計画のとおり実施できなかった訓練は、総括表の下段に訓練名、予定時期及び実施できなかった理由を記載してください。</p> <p>③実施した訓練ごとに個別の実施記録（P33 の訓練の実施記録）を作成し、訓練結果の分析を行った上で添付（実施状況写真含む）</p> <p>※実施状況写真は、訓練内容が適確に確認出来る大きさのカラー写真とする。</p> <p>④訓練の実施記録には、訓練結果の資料（訓練参加者の安否確認や参集訓練にかかった時間を整理した一覧表など）を添付してください。</p> <p>⑤個別の実施記録および訓練結果の資料については別冊とし、審査書類の本編には別冊の参照先の頁数を記載ください。</p> <p>なお、毎年度実施している訓練（参集訓練、安否確認訓練等）については今回申込の直近の実施記録のみ提出し、過去の訓練の実施記録は訓練結果を含め、提出を省略することとします。</p>	<p>【記載上のポイント】</p> <p>1) 前回申込の「F - 2 訓練計画」について、前回申込以降全ての実施状況が確認できる以下の書類を添付してください。</p> <p>①訓練実施状況記録（総括表）を作成し添付（前回申込の「F - 2 訓練計画」修正不可）</p> <p>②訓練計画のとおり実施できなかった訓練は、総括表の下に訓練名、予定時期とその理由を記載してください。</p> <p>③実施した訓練ごとに個別の実施記録（P33 の訓練の実施記録）を作成し添付（実施状況写真含む）※実施状況写真は、訓練内容が適確に確認出来る大きさのカラー写真とする。</p> <p>④訓練結果の資料（訓練参加者の安否確認や参集訓練にかかった時間を整理した一覧表など）を添付してください。</p> <p>⑤個別の実施記録および訓練結果の資料については別冊とし、審査書類の本編には別冊の参照先の頁数を記載ください。</p>

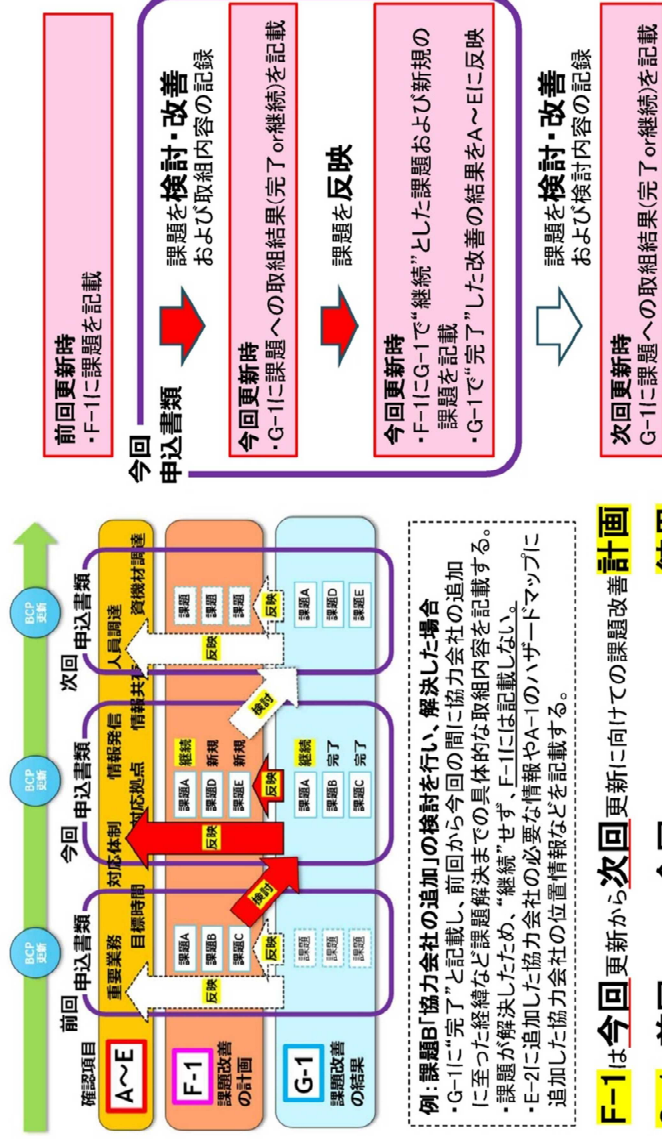
令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）新旧対照表

新 【令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）】

旧 【令和7年度第2回認定（令和7年11月申込用）】

(45頁)

F-1（課題の改善計画）とG-1（課題改善の実施）の運用（1/2）



(新規追加)

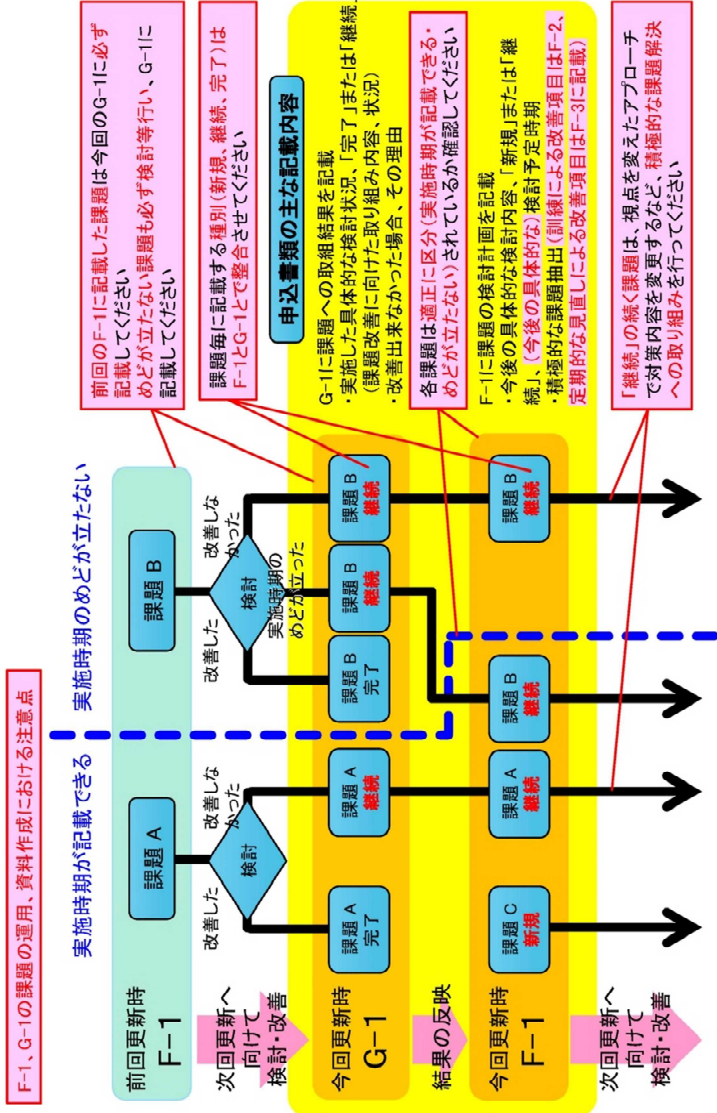
令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）新旧対照表

新 【令和8年度第1回認定（令和8年5月申込用）】

旧 【令和7年度第2回認定（令和7年11月申込用）】

(46頁)

F-1（課題の改善計画）とG-1（課題改善の実施）の運用（2/2）



(新規追加)